

野洲市余熱利用施設整備運営事業 特定事業の選定について

野洲市（以下「本市」という。）は、平成29年8月23日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第5条第3項の規定により、野洲市余熱利用施設整備運営事業に関する実施方針を公表した。今般、法第7条の規定により、野洲市余熱利用施設整備運営事業を特定事業として選定したので、法第11条の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成29年9月27日

野洲市長 山 仲 善 彰

1. 事業の概要

(1) 事業名称

野洲市余熱利用施設整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

本事業においては、実施方針の公表にて示したとおり、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が以下の業務を実施するものとする。

- ① （仮称）野洲市余熱利用施設（以下「本施設」という。）の施設整備（設計及び建設・工事監理等）に関する業務
- ② 本施設の維持管理及び運営に関する業務

なお、本施設の構成は、以下のとおりである。

名称	施設区分		機能
（仮称） 野洲市余熱利用施設	本施設	必須施設	温水プール 温浴施設 特産物販売施設
		提案施設 （設置を義務付けるものではない）	必須施設との連携・相乗効果が見込める施設

(3) 事業方式

本事業は、法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が本施設の設計及び建設等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

なお、本施設は地方自治法第 244 条の規定による公の施設とし、これら公の施設の運営にあたっては、事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として指定する予定である。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より平成 54 年 3 月 31 日までとする。

(5) 公共施設等の立地条件及び規模

① 事業予定地：野洲市大篠原 3333-2 他 4 筆

(旧野洲クリーンセンター跡地、既存野洲市体育センター及び周辺地)

② 敷地面積	：旧野洲クリーンセンター跡地	9,366 m ²
	既存野洲市体育センター	5,586 m ²
	その他	757 m ²
	提案により使用可能な敷地*	2,940 m ²
	合計	18,649 m ²

(平場面積：約 8,700 m² 法面面積：約 10,000 m²)

※「提案により使用可能な敷地」を使用する際には、境界確定測量が別途必要となる。

2. 事業の評価

本市の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 本市の財政負担見込額による定量的評価

1) 本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額の算定・比較に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

また、本市から事業者へのサービスの対価は、事業者が実施する本施設の設計及び建設等の業務に係るサービスの対価と本施設利用者から得る収入によって回収できない維持管理費及び運営費相当から成る。

表 2 財政負担見込み額算定の前提条件

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、解体・撤去工事費、工事監理費、什器・備品整備費等） ② 維持管理及び運営費用（光熱水費を含む） ③ 地方債の償還に要する費用	① サービスの対価（調査・設計費、建設工事費、解体・撤去工事費、工事監理費、什器・備品整備費、維持管理及び運営費（光熱水費を含む）、割賦手数料、開業前経費、融資組成手数料等） ② アドバイザー費用 ③ モニタリング費用 ④ 地方債の償還に要する費用 ⑤ 事業者からの税込（市税）を調整
共通事項	① 事業期間：約 23 年 9 ヶ月（設計・建設：1 年 8 ヶ月、開業準備：2 ヶ月、維持管理・運営：21 年 11 ヶ月） ② 割引率：2.50% ③ インフレ率：考慮しない	
事業収入	本施設利用者からの利用料金収入を見込む	
資金調達に関する事項	① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金）	① 国庫補助金（学校施設環境改善交付金）

	② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間 20 年（元本据置 3 年） ・ 元利均等償還（年 2 回） ・ 調達金利は、直近の政府資金金利をもとに近年の金利動向を勘案して設定 ③ 一般財源	② 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が自ら実施する場合と同一条件 ③ 事業者の自己資金 ④ 民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間 22 年 ・ 元利均等償還（年 4 回） ⑤ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定
設計及び建設・工事監理、解体・撤去等に関する費用	概略の施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理及び運営に関する費用	本市の同用途の施設及び他事例の実績等を勘案して設定	本市が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

※ 本試算では、自主事業による収入及び費用は加味していない。

2) 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、本市が自ら実施する場合と PFI 事業として実施する場合の本市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額（現在価値）	2,075 百万円	1,882 百万円
指数	100.0	90.7

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

1) 財政支出の平準化

本市が自ら実施する場合は、施設整備段階で一時に多額の財政負担が発生するが、これに対して、PFI 事業として実施する場合は、施設整備費の一部に民間資金を活用し、当該費用を公共サービスの対価の一部として、長期にわたる維持管理・運営期間を通じて事業者に一定額ずつ支払うこととなるため、本施設の整備等に係る本市の財政支出の平準化が期待できる。

2) 効果的・効率的な設計、建設、維持管理及び運営の実施

本施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達能力等が最大限に発揮される。

特に本事業では、PFI 事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業（いわゆる「ジョイント・ベンチャー型」）及び自主事業による事業として実施することにより、本施設のより一層の利用促進や効率的な維持管理及び運営業務の実施等の相乗効果が図られることが期待できる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI 事業として実施する場合、施設整備のための設計・建設・解体等におけるリスク、事業の資金調達におけるリスク、維持管理及び運営におけるリスク等、想定可能なリスクについて、民間に移転することが可能である。

本市と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより、リスク発生の抑制を図るとともに、リスク発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、長期にわたって、事業目的が円滑に遂行され、安定かつ効率的な事業運営が期待できる。

(3) 総合評価

本事業は PFI 事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担額について、約 9.3%の削減（リスク調整額を除く）を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本市から事業者に移転するリスクや、設計、建設、維持管理・運営の各業務の一括発注による事業期間内の公共部門の間接的コスト（庁内の人件費や事務費等）の削減効果については定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなる VFM (Value For Money) の拡大が見込まれる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。